

## 19. 国民年金学生納付特例制度

所得の少ない学生を対象に、国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。申請を行うことで、在学中は保険料の納付が猶予されます。手続きをせずに保険料を納めない状態が続くと、将来、病気やけがで障害が残った場合に障害年金を受け取れない可能性があります。制度の詳細については、日本年金機構のウェブページをご確認ください。

手続は次のいずれかの方法で行うことができます。

- 住民登録している市役所・町村役場
- お近くの年金事務所
- 大学窓口  
<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/life/kokunentoku.html>
- 電子申請(マイナポータル)  
<https://myna.go.jp/>



大学ウェブサイト



マイナポータル

国民年金学生納付特例制度についてはこちら  
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>



日本年金機構  
ウェブページ

柏原キャンパスの担当は、  
学生支援課学生支援係(072-978-3312)です。  
天王寺キャンパスの担当は、  
天王寺地区総務課(06-6775-6678)です。

## 20. 懲戒の標準

本学では、学生の非違行為に対し以下のとおり懲戒の標準を定めています。

非違行為があったと認められる場合には、事実関係を調査のうえ、懲戒処分が決定されます。(対象学生には、弁明の機会が与えられます。)責任ある行動を心がけてください。

### 懲戒の標準

区分	非違行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、不同意性交等罪等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	わいせつ行為又は痴漢行為(のぞき見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピューター又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピューター又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
飲酒	飲酒を強要し重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	20歳未満と知りながら飲酒を勧めた場合	訓告
活動研究	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等研究倫理に反する行為を行った場合	退学、停学又は訓告
学内秩序を乱す行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに当たる行為	退学、停学又は訓告
	本学が実施する試験等における不正行為	退学、停学又は訓告

備考) 1 本表における「懲戒の種類」は、次のとおりとする。

- (1) 退学 退学させ、再入学は認めない。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校は認めない。
- (3) 訓告 文書又は口頭により注意を与え、将来を戒める。